

意見書案第 28 号

滋賀県立小児保健医療センターの病床削減の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 9 月 28 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

小 島 義 雄

## 滋賀県立小児保健医療センターの病床削減の中止を求める意見書

滋賀県は、第五次滋賀県立病院中期計画の中で、令和7年1月に総合病院と小児保健医療センターを統合し、一体的に運営することを目指し、2023年度中にその整備計画の再検討を行うことを示した。そして、その中で現在100床ある小児保健医療センターの病床数を38床程度に減らす計画が具体化されようとしている。

1994年に開院した滋賀県立小児保健医療センターは、滋賀県唯一の小児専門病院として、一般医療施設で対応が困難な重度障がい児の専門的な医療ケア等を提供するなど、医療・保健・療育・福祉サービスの中核機関として、子どもの命と健康を守る中心的役割を果たしてきた。またコロナ禍の下では、障がい児のためのコロナ病床も確保してきた極めて重要な医療機関である。

第五次滋賀県立病院中期計画の基本方針では「命と健康を守り、県民に信頼される病院」を基本理念としているが、今回の病床削減の具体化は、この基本理念に逆行するものである。

小児保健医療センターが担う政策医療・不採算医療において、県の公的な役割と責任は重い。滋賀県は、改めて基本理念に立ち返り病床削減計画を見直すべきである。

また、滋賀県病院事業庁は、病院職員に病床削減案を説明したが、入院治療している子どもの保護者や県民には全体計画を明らかにしておらず、保護者からも、「難治・慢性疾患の子どもが多く、こちらの病院でしか診ていただけない子どもが大半である」、「何も知らされないまま、病床を削減されたら困る」など不安や心配の声があがっている。説明責任を果たさないまま病床削減を進めることは許されない。

よって、滋賀県においては、滋賀県立小児保健医療センターの病床削減計画を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

大津市議会議長 竹内 基二

滋賀県知事 あて